

平成29年白川町議会第1回定例会会議録（第2日）

1. 応招年月日 平成29年3月6日（月）午後2時10分 白川町役場 議場

2. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名者の指名

日程第2 議第22号 平成28年度白川町一般会計補正予算（第5号）

議第23号 平成28年度白川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議第24号 平成28年度白川町簡易水道特別会計補正予算（第3号）

議第25号 平成28年度白川町介護保険特別会計補正予算（第3号）

議第26号 平成28年度白川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

日程第3 議第7号 白川町の職員団体の登録に関する条例について

議第8号 白川町健康増進拠点施設の設置及び管理に関する条例について

議第9号 白川町情報公開及び個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例について

議第10号 白川町職員定数条例の一部を改正する条例について

議第11号 白川町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について

議第12号 白川町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

議第13号 白川町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について

議第14号 白川町携帯電話基地局施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例について

議第15号 白川町税条例等の一部を改正する条例について

議第16号 白川町社会体育施設条例の一部を改正する条例について

議第17号 可茂広域行政事務組合の解散に関する協議について

議第18号 可茂広域行政事務組合の解散に伴う財産処分に関

する協議について

議第19号 可茂広域行政事務組合の解散に伴う事務の承継に関する協議について

議第20号 公の施設の指定管理者の指定について

議第21号 町有財産の無償譲渡について

3. 出席議員 1番 藤井宏之君、 2番 服部圭子君、 3番 今井昌平君、
4番 嶋田有康君、 5番 渡邊昌俊君、 6番 鈴木正次郎君、
7番 細江茂樹君、 8番 安江孝弘君、 9番 加藤邦之君

4. 欠席議員 なし（全員出席）

5. 説明のために出席した者の職氏名

町長	横家敏昭君、	副町長	佐藤滋君、
教育長	瀬瀬政昭君、	総務課長	今井智也君、
企画課長	佐伯正貴君、	町民課長	安江寿一君、
保健福祉課長	高木昇君、	農林課長	伊佐治優君、
建設環境課長	今井俊君、	教育課長	嶋崎恒典君、
会計管理者	安江文郎君		

6. 職務のために出席した者

事務局長	杉山哉史君、	書記	今井寧菜君、
書記	今井由美君		

7. 会議の経過

（議長 9番 加藤邦之君）

○ 議長 皆さん、こんにちは。午前中から昼にまたがりまして、予算審査常任委員会を活発にやっただきまして、お疲れのところだと思いますが、本例会がスムーズにいきますように、皆様のご協力をお願い申し上げまして冒頭のあいさつとさせていただきます。

なお、本日の会議は、広報担当職員による写真撮影を許可しておりますので、ご承知おきください。

○ 議長 ただいまの出席議員は全員であります。よって会議は成立しました。

○ 議長 ただいまから、本日の会議を開きます。

◇日程第1 会議録署名者の指名

○ 議長 日程第1「会議録署名者の指名」を行います。

○ 議長 会議録署名者は、白川町議会会議規則第119条の規定により、議長において、7番 細江茂樹君、8番 安江孝弘君を指名します。

◇日程第2 議第22号 平成28年度白川町一般会計補正予算（第5号）

議第23号 平成28年度白川町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

議第24号 平成28年度白川町簡易水道特別会計補正予算(第3号)

議第25号 平成28年度白川町介護保険特別会計補正予算(第3号)

議第26号 平成28年度白川町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

○ 議長 日程第2 議第22号「平成28年度白川町一般会計補正予算(第5号)」、議第23号「平成28年度白川町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)」、議第24号「平成28年度白川町簡易水道特別会計補正予算(第3号)」、議第25号「平成28年度白川町介護保険特別会計補正予算(第3号)」議第26号 平成28年度白川町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)以上5件については、2日の本会議において、予算審査常任委員会にその審査を付託してありますので、常任委員会の審査結果について、委員長の報告を求めます。

○ 議長 予算審査常任委員会 委員長 今井昌平君。
(予算審査常任委員会 委員長報告)

○ 予算審査常任委員長 白川町議会予算審査常任委員会の議案審査報告をいたします。

予算審査常任委員会に付託された、議第22号 平成28年度白川町一般会計補正予算(第5号)、議第23号 平成28年度白川町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)、議第24号 平成28年度白川町簡易水道特別会計補正予算(第3号)、議第25号 平成28年度白川町介護保険特別会計補正予算(第3号)、議第26号 平成28年度白川町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について、審査の結果を報告します。

本委員会は、本日、執行部から詳細な説明を受け、慎重な審議を行った結果、いずれの会計についても、全員の賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。今年度も残すところ1ヶ月足らずとなり、年度最後となる今回の補正予算では、今年度事業の実施結果や進捗状況を精査し、必要に応じて予算の増額・減額が行われていることを評価するものであります。年度末にあたり、今一度、今年度事業の精査をされると共に、審査の過程で出された意見を十分尊重し、効果的な予算の執行努められるようお願いいたします。

特に、地方創生拠点整備事業については、3つの施設整備に1億8,570万円が計上されており、町の活性化につながる施設整備に期待をする

ものでありますが、議員協議会や本日の委員会において多くの意見が出されたことを踏まえ、関係団体や地域との十分な協議を行い、運営主体となる団体が意欲をもって健全な運営が行われるよう計画を立てられることをお願いし、予算審査常任委員会の議案審査報告とさせていただきます。

- 議長 委員長に対する質疑は省略し、討論を行います。
まず、反対の討論を許します。
(「なし」の声あり)
- 議長 次に、賛成の討論を許します。
(「賛成」の声あり)
- 議長 討論を終わります。採決します。
議第22号「平成28年度白川町一般会計補正予算(第5号)」に対する、委員長の報告は可決であります。本件を委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
(起立全員)
- 議長 起立全員であります。
よって、議第22号「平成28年度白川町一般会計補正予算(第5号)」は、委員長の報告のとおり可決しました。
- 議長 次に、議第23号「平成28年度白川町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)」に対する、委員長の報告は可決であります。本件を委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
(起立全員)
- 議長 起立全員であります。
よって、議第23号「平成28年度白川町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)」は、委員長の報告のとおり可決しました。
- 議長 次に、議第24号「平成28年度白川町簡易水道特別会計補正予算(第3号)」に対する、委員長の報告は可決であります。本件を委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
(起立全員)
- 議長 起立全員であります。
よって、議第24号「平成28年度白川町簡易水道特別会計補正予算(第3号)」は、委員長の報告のとおり可決しました。
- 議長 次に、議第25号「平成28年度白川町介護保険特別会計補正予算(第3号)」に対する、委員長の報告は可決であります。本件を委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

- 議 長 起立全員であります。

よって、議第25号「平成28年度白川町介護保険特別会計補正予算（第3号）」は、委員長の報告のとおり可決しました。

- 議 長 次に、議第26号「平成28年度白川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」に対する、委員長の報告は可決であります。本件を委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

- 議 長 起立全員であります。

よって、議第26号「平成28年度白川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」は、委員長の報告のとおり可決しました。

- ◇日程第3 議第7号 白川町の職員団体の登録に関する条例について
議第8号 白川町健康増進拠点施設の設置及び管理に関する条例について
議第9号 白川町情報公開及び個人情報保護に関する条例のの一部を改正する条例について
議第10号 白川町職員定数条例の一部を改正する条例について
議第11号 白川町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について
議第12号 白川町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
議第13号 白川町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
議第14号 白川町携帯電話基地局施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例について
議第15号 白川町税条例等の一部を改正する条例について
議第16号 白川町社会体育施設条例の一部を改正する条例について
議第17号 可茂広域行政事務組合の解散に関する協議について
議第18号 可茂広域行政事務組合の解散に伴う財産処分に関する協議について
議第19号 可茂広域行政事務組合の解散に伴う事務の承継に関する協議について

議第20号 公の施設の指定管理者の指定について

議第21号 町有財産の無償譲渡について

- 議 長 次に、日程第3に掲げました15案件については、2日の本会議において一括上程し、町長の提案説明を受けております。ただいまから議事日程に掲げましたとおり、議第7号からそれぞれ補足説明を求めながら、審議を行います。
- 議 長 日程第3のうち、議第7号「白川町の職員団体の登録に関する条例について」を議題とします。
補足説明を求めます。総務課長。
(総務課長 今井智也君 登壇)
- 総務課長 議第7号「白川町の職員団体の登録に関する条例について」議案及び提案説明を朗読し、補足説明した。
- 議 長 説明が終わりました。質疑を許します。
(「なし」の声あり)
- 議 長 質疑を終わります。討論を行います。
(「賛成」の声あり)
- 議 長 討論を終わります。採決します。
議第7号を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 議 長 ご異議なしと認めます。
よって、議第7号「白川町の職員団体の登録に関する条例について」は、原案のとおり承認しました。
- 議 長 次に、日程第3のうち、議第8号「白川町健康増進拠点施設の設置及び管理に関する条例について」を議題とします。
説明を求めます。教育課長。
(教育課長 嶋崎恒典君 登壇)
- 教育課長 議第8号「白川町健康増進拠点施設の設置及び管理に関する条例について」、議案及び提案説明を朗読し、補足説明した。
- 議 長 説明が終わりました。質疑を許します。
(「なし」の声あり)
- 議 長 質疑を終わります。討論を行います。
(「賛成」の声あり)
- 議 長 討論を終わります。採決します。
議第8号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、議第 8 号「白川町健康増進拠点施設の設置及び管理に関する条例について」は、原案のとおり可決しました。
- 議 長 次に、日程第 3 のうち、議第 9 号「白川町情報公開及び個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。
補足説明を求めます。総務課長。
(総務課長 今井智也君 登壇)
- 総務課長 議第 9 号 白川町情報公開及び個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例について、議案及び提案説明を朗読し、補足説明した。
- 議 長 説明が終わりました。質疑を許します。
(「なし」の声あり)
- 議 長 質疑を終わります。討論を行います。
(「賛成」の声あり)
- 議 長 討論を終わります。採決します。
議第 9 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、議第 9 号「白川町情報公開及び個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決しました。
- 議 長 次に、日程第 3 のうち、議第 10 号「白川町職員定数条例の一部を改正する条例について」を議題とします。
補足説明を求めます。総務課長。
(総務課長 今井智也君 登壇)
- 総務課長 議第 10 号 白川町職員定数条例の一部を改正する条例について、議案及び提案説明を朗読し、補足説明した。
- 議 長 説明が終わりました。質疑を許します。
(「なし」の声あり)
- 議 長 質疑を終わります。討論を行います。
(「賛成」の声あり)
- 議 長 討論を終わります。採決します。
議第 10 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 議 長 ご異議なしと認めます。
よって、議第 10 号「白川町職員定数条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決しました。

- 議 長 次に、日程第3のうち、議第11号「白川町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について」、を議題とします。
補足説明を求めます。総務課長。
(総務課長 今井智也君 登壇)
- 総務課長 議第11号 白川町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について、議案及び提案説明を朗読し、補足説明した。
- 議 長 説明が終わりました。質疑を許します。
(「なし」の声あり)
- 議 長 質疑を終わります。討論を行います。
(「賛成」の声あり)
- 議 長 討論を終わります。採決します。
議第11号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 議 長 ご異議なしと認めます。
よって、議第11号「白川町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決しました。
- 議 長 次に、日程第3のうち、議第12号「白川町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。
補足説明を求めます。総務課長。
(総務課長 今井智也君 登壇)
- 総務課長 議第12号 白川町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、議案及び提案説明を朗読し、補足説明した。
- 議 長 説明が終わりました。質疑を許します。
(「なし」の声あり)
- 議 長 質疑を終わります。討論を行います。
(「賛成」の声あり)
- 議 長 討論を終わります。採決します。
議第12号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、議第12号「白川町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決しました。
(7番 細江茂樹君 退席)
- 議 長 細江議員の退席を認めます。(午後2時44分)
- 議 長 日程第3のうち、議第13号「白川町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

補足説明を求めます。総務課長。

(総務課長 今井智也君 登壇)

- 総務課長 議第13号 白川町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について、議案及び提案説明を朗読し、補足説明した。

- 議長 説明が終わりました。質疑を許します。

(「なし」の声あり)

- 議長 質疑を終わります。討論を行います。

はじめに、原案に対して反対の討論を許します。

はい、2番議員。

(2番 服部圭子君 登壇)

- 2番 私は、ただ今提出された白川町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について、反対の立場で討論いたします。

今回の議員報酬の改正は、行政改革の下、平成17年に定数の削減と報酬の減額が行われた以降、改正されていない時世を鑑み、せめて減額した前の報酬額までは戻していく必要があるとの議員の多くの意見により、報酬委員会にかけられた経緯があります。報酬の増額の理由として、議員のなり手が少ないことと、若者がこの報酬では生活できないといった意見もありました。今回提出の報酬委員会からも、平成17年減額から改正されていない点が鑑みられ、増額の答申が出されました。また、付帯意見として、若い人の議会参画を促す策を検討するよう申し添えられていました。

私が改正に反対する理由は次の3点です。1点目、答申にもありましたが、この改正が若い人の議会参画を促す効果を見込める改革と思えない点です。

2点目は、議員報酬は給料ではないため、この報酬額は議員活動に対する報酬であって、生活のための給料ではありません。現在の報酬が低いとはいええないと思うからです。町村議員と市議会議員とでは、立場の違いがあります。市議会議員のように自治法に定められた議員と違い、町村議員の場合、間接民主制の議会を持たず、直接民主制をとってもよいとされています。それは市議会議員が50万円以上の報酬であるのに、ほとんどの町村議員はその半額以下であることにも表れています。議員活動が専門の議員ではなく、町民の一人として議員の職責も担うというものです。つまり地域住民の代表という性格があり、職を持ち、何らかの生活基盤がある前提で議員の責務があり、従って報酬は生活する給料ではありません。ですから、あくまでも報酬です

ので、今後、時間給や日給にするといった方向も出てくるのではないかと思います。

3点目は、県内人口減ワースト1、2の加速度の高さを招いた責任の一端が議会にもあると考えます。現在白川町は、岐阜県内で人口減少率、死亡率ともワースト3に上っています。人口はすでに8,000人台となり、それを割る時もすぐそこに迫っているという状態です。この深刻な状態を招いてきたのは、やはり甘い予測と、定住政策の遅れが招いたと捉えるべきでしょう。これまでの議会にも、現議員である私も含め、その責任の一端があると思います。

以上、3点の理由により、現行の議員報酬を年間総額200万円以上の増額をする改正案には反対の立場をとることとし、反対討論といたします。

- 議長 続いて、原案に対して賛成の討論を許します。
(「なし」の声あり)
- 議長 討論を終わります。採決します。
議第13号を原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(「起立 多数」)
- 議長 起立多数であります。よって、議第13号「白川町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決しました。
- 議長 ここで、暫時休憩します。(午後2時50分)
(7番 細江茂樹君 出席)
- 議長 再開します。(午後2時51分)
次に、日程第3のうち、議第14号「白川町携帯電話基地局施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例について」を議題とします。
補足説明を求めます。企画課長。
(企画課長 佐伯正貴君 登壇)
- 企画課長 議第14号 白川町携帯電話基地局施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、議案及び提案説明を朗読し、補足説明した。
- 議長 説明が終わりました。質疑を許します。
(「なし」の声あり)
- 議長 質疑を終わります。討論を行います。
(「賛成」の声あり)
- 議長 討論を終わります。採決します。
議第14号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、議第14号「白川町携帯電話基地局施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決しました。
- 議 長 次に、日程第3のうち、議第15号「白川町税条例等の一部を改正する条例について」を議題とします。
 補足説明を求めます。町民課長。
 (町民課長 安江寿一君 登壇)
- 町民課長 議第15号 白川町税条例等の一部を改正する条例について、議案及び提案説明を朗読し、補足説明した。
- 議 長 説明が終わりました。質疑を許します。
 (「なし」の声あり)
- 議 長 質疑を終わります。討論を行います。
 (「賛成」の声あり)
- 議 長 討論を終わります。採決します。
 議第15号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。
 (「異議なし」の声あり)
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、議第15号「白川町税条例等の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決しました。
- 議 長 次に、日程第3のうち、議第16号「白川町社会体育施設条例の一部を改正する条例について」を議題とします。
 補足説明を求めます。教育課長。
 (教育課長 嶋崎恒典君 登壇)
- 教育課長 議第16号 白川町社会体育施設条例の一部を改正する条例について、議案及び提案説明を朗読し、補足説明した。
- 議 長 説明が終わりました。質疑を許します。
 (「なし」の声あり)
- 議 長 質疑を終わります。討論を行います。
 (「賛成」の声あり)
- 議 長 討論を終わります。採決します。
 議第16号を原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。
 (「異議なし」の声あり)
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、議第16号「白川町社会体育施設条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決しました。
- 議 長 次に、日程第3のうち、議第17号「可茂広域行政事務組合の解散に関する協議について」を議題とします。

補足説明を求めます。企画課長。

(企画課長 佐伯正貴君 登壇)

- 企画課長 議第17号 可茂広域行政事務組合の解散に関する協議について、議案及び提案説明を朗読し、補足説明した。
- 議長 説明が終わりました。質疑を許します。
(「なし」の声あり)
- 議長 質疑を終わります。討論を行います。
(「賛成」の声あり)
- 議長 討論を終わります。採決します。
議第17号を原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 議長 ご異議なしと認めます。よって、議第17号「可茂広域行政事務組合の解散に関する協議について」は、原案のとおり可決しました。
- 議長 次に、日程第3のうち、議第18号「可茂広域行政事務組合の解散に伴う財産処分に関する協議について」、議第19号「可茂広域行政事務組合の解散に伴う事務の継承に関する協議について」、以上2件を一括議題とします。
補足説明を求めます。企画課長。
(企画課長 佐伯正貴君 登壇)
- 企画課長 議第18号 可茂広域行政事務組合の解散に伴う財産処分に関する協議について、議題19号 可茂広域行政事務組合の解散に伴う事務の継承に関する協議について、議案及び提案説明を朗読し、補足説明した。
- 議長 説明が終わりました。質疑を許します。
(「なし」の声あり)
- 議長 質疑を終わります。討論を行います。
(「賛成」の声あり)
- 議長 討論を終わります。採決します。
議第18号を原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 議長 ご異議なしと認めます。よって、議第18号「可茂広域行政事務組合の解散に伴う財産処分に関する協議について」は、原案のとおり可決しました。
- 議長 議第19号を原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 議長 ご異議なしと認めます。よって、議第19号「可茂広域行政事務組合の解散に伴う事務の承継に関する協議について」は、原案のとおり可決しました。

- 議 長 日程第3のうち、議第20号「公の施設の指定管理者の指定について」を議題とします。
補足説明を求めます。教育課長。
(教育課長 嶋崎恒典君 登壇)
- 教育課長 議第20号 公の施設の指定管理者の指定について、議案及び提案説明を朗読し、補足説明した。
- 議 長 説明が終わりました。質疑を許します。
(「なし」の声あり)
- 議 長 質疑を終わります。討論を行います。
(「賛成」の声あり)
- 議 長 討論を終わります。採決します。
議第20号を原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、議第20号「公の施設の指定管理者の指定について」は、原案のとおり可決しました。
- 議 長 次に、日程第3のうち、議第21号「町有財産の無償譲渡について」を議題とします。
補足説明を求めます。農林課長。
(農林課長 伊佐治優君 登壇)
- 農林課長 議第21号 町有財産の無償譲渡について、議案及び提案説明を朗読し、補足説明した。
- 議 長 説明が終わりました。質疑を許します。
(「なし」の声あり)
- 議 長 質疑を終わります。討論を行います。
(「賛成」の声あり)
- 議 長 討論を終わります。採決します。
議第21号を原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、議第21号「町有財産の無償譲渡について」は、原案のとおり可決しました。
- 議 長 以上をもちまして、本日の日程は、すべて終了しました。
- 議 長 お諮りします。明日7日から9日までは議事の都合のため、白川町議会規則第10条第1項及び第2項の規定により、休会にしたいと思います。
これにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

- 議 長 異議なしと認めます。よって、7から9日までの3日間は休会することに決しました。
- 議 長 したがって、3月10日午前10時から本議場において会議を開きます。それでは、本日はこれをもって散会します。どうもご苦労さまでした。
(午後3時22分 散会)

上記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

議 員

議 員